

令和3年度 第2回 日野市パートナーシップ制度検討委員会 要点録	
日時	令和3年11月19日(水) 午後6時30分～8時00分
場所	市役所本庁舎1F 101会議室
出席者	藤山委員、三宅委員、寺山委員、荻野委員、橋本委員、中澤委員 仲田平和と人権課長、横堀係長、向後主任、貫井主事
欠席者	渋谷委員
次第	1 前回欠席委員より自己紹介 2 議題 (1)前回より継続審議の検討項目について【資料1～3】 (2)申請方法等に関する検討項目について【資料1～3】 3 その他 ・当事者との意見交換会のお知らせ 令和4年1月23日(日)予定
紹介	渋谷委員欠席のためなし
議題1	(1)前回より継続審議の検討項目について【資料1～3】 <根拠(例規)> 条例名称変更について、最終判断は市に一任することで合意。 <性別等> 【意見①】<委員> 確認書の文言は2人を尊重した多様性のある表現(「誰でも」制度を利用できるような表現)をしてもらった方が好ましい。 【意見②】 「資料1」の中に「婚姻届けを出せない」とあるが)婚姻届けを単に『出せない』のではなく、『受理されない』ので『出たくても出せない』と理解していただきたい。 【意見③】<委員> 宇部市のように制度案内などに性別等要件の詳細を表記すれば、申請する際の実確認書で性的マイノリティであるか否かの確認は必須ではなくなるのではないかと。確認書と申請書を同書面にするなど、その他自治体の書面を参考に利便性を高めてほしい。 【意見④】<委員> 対象を「性別を問わない」とした方が性的マイノリティの当事者としては使いやすいが、それによって制度自体の制定が遅くなるのであれば、性的マイノリティに限定してもよいのではないかと。 【意見⑤】<委員> 理想は性別等の要件を問わないようにしてほしいが、今回は制度導入の主旨が「(同性カップル等の)パートナーシップ」なので(対象者を性的マイノリティにする等の)一定の制限は必要だと思う。性的マイノリティであるか否かを対象者に確認す

るのではなく、パートナーシップ制度の趣旨を理解しているか否かの確認にした方が当事者は使いやすい。

【意見⑥】<委員>

制度の主旨は理解しているが、「性別を問わない」とし、当事者が幅広く活用できるようにした方がよい。

【検討委員会結論】

「性別を問わない」という文言で「誰でも」利用できるようにする。

書式については別途検討とする。

最終判断は市に一任することで合意。

<住所地>

【検討委員会結論】

事務局案に合意(意見なし)

<配偶者等>

【検討委員会結論】

「性別等」の意見に合わせ、事実婚関係がないかの確認を追加する。

最終判断は市に一任することで合意。

<その他>

【意見①】<委員>

民法 736 条の主旨は明治時代の家制度の名残であるので、今の時代の倫理観に則していないのではないかと。パートナーシップ制度としては、養子縁組をしているカップルも対象としてもいいのではないかと。

【意見②】<委員>

当事者同士がやむを得ず結んだ養子縁組であるので、特例としてそのカップルも対象としてパートナーシップ制度を活用できることが好ましい。

【検討委員会結論】

養子縁組のカップルが利用できるよう、除外規定を設ける。

最終判断は市に一任することで合意。

(2)申請方法等に関する検討項目について【資料 1～3】

<申請方法>

① 申請窓口

【質問①】<委員>

申請窓口は事前予約のみか、当日窓口受付も可能にするのか。

【回答】<事務局>

プライバシー配慮が必要なので予約のみと考えている。ただし、制度制定後に予約以外でも対応して欲しいとの声があれば、検討課題としていく予定。

【質問②】<委員>

予約についてはどこに記載されるのか。

【回答】<事務局>

施行規則、またはチラシなどに記載予定。

【質問③】<委員>

ウェブ申請は検討しているか。

【回答】<事務局>

当面は申請する 2 人に直接お越し頂き、手続きを行う予定。

【意見】<委員>

諸事情で申請窓口で 2 人で来館することができない場合を想定し、その際の対応方法を検討して欲しい。

【検討委員会結論】

事務局案に合意。

②手数料

【検討委員会結論】

事務局案に合意。(意見なし)

② 証明方法

【質問】<委員>

どういった証明書の形を予定しているのか。

【回答】<事務局>

カードケースなどに入る名刺大の大きさのカードを予定している。

【検討委員会結論】

事務局案に同意。

④通称名の使用について

【検討委員会結論】

事務局案に合意。(意見なし)

⑤証明書の書式

【検討委員会結論】

事務局案に合意。(意見なし)

	<p>⑥申請書類の書式 【検討委員会結論】 事務局案に合意。(意見なし)</p> <p>⑦提出書類 【意見①】<委員> 証明書の再発行についての記載があるとよい。 【意見②】<委員> 書類の保存期間の記載が(案内や書面に)あるとよい。</p> <p>【検討委員会結論】 事務局案に同意。</p> <p><申請要件を満たさなくなった場合等の各種届出></p> <p>①転出時 【検討委員会結論】 事務局案に合意。(意見なし)</p> <p>②亡くなられた時 【検討委員会結論】 事務局案に合意。(意見なし)</p> <p>③パートナーシップ解消時 【検討委員会結論】 事務局案に合意。(意見なし)</p> <p>③ 申請内容に疑義があったことが判明したとき 【意見】<委員> 現時点では想定できない事柄なので、わざわざ記載する必要はないのではない か。</p> <p>【検討委員会結論】 事務局案に合意。</p> <p>⑤その他 【検討委員会結論】 事務局案に合意。(意見なし)</p>
その他	<p>・当事者との意見交換会のお知らせ <チラシ文中の対象者を表現する「多様な性の当事者」という文言についての検討</p>

>

【意見①】<委員>

「多様な性の当事者」というのは全ての人にあてはまり、性的マイノリティを指す言葉ではないので、他の表現方法の方が良いのではないか。

【意見②】<委員>

「多様な性の当事者」がどういった人なのか、カッコ付けで表記できれば問題ないのではないか。

【意見③】<委員>

LGBTという文言の方が、誤解を招かない表現なのではないか。

多様な性に関する当事者とすることで、想定できる性を包括し、関わる人たちの意見も聞くことができるのではないか。

【検討委員会結論】

事務局、藤山委員、三宅委員、寺山委員に一任する

<日程のお知らせ>

次回の検討委員会は1月28日(金)を予定。

日程が近づいたら事務局よりメールにて詳細を連絡。